

官民競争入札等監理委員会
第125回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第125回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成25年12月20日（金）9:57～10:28

場 所：永田町合同庁舎 1階第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

○消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務

3. 公共サービス改革基本方針見直しに関する意見募集の結果について

4. 平成25年度の対象事業認定と今後の進め方について【非公開】

5. 国民年金保険料収納事業における報告徴収に係る報告について【非公開】

6. 閉 会

○樫谷委員長 おはようございます。定刻となりましたので、第125回「官民競争入札等監理委員会」を始めたいと思います。

本日の議題は議事次第のとおりでありますけれども、議題4及び5につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開といたしまして、後日、議事要旨を公開することといたします。

まず「消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務」の実施要項（案）について御審議いただきたいと思います。本件につきましては、これまで入札監理小委員会で審議をしまりましたので、石堂主査のほうから御報告を5分くらいでよろしく願いいたします。

○石堂委員 それでは、私のほうから報告させていただきます。

本件に関しましては、11月15日に入札監理小委員会にかかりまして、ただ、消費者庁から提出された実施要項（案）にやや問題があるのではないかとということで、再度の審議を経た経過がございます。

1枚めくっていただきまして、カラー刷りの参考資料というものがあろうかと思いますが、通常よく出てくる案件と同じようなシステム運用の業務であります。本件につきましては、実は、2つ特徴がございます。1つには、このページの真ん中ほど、緑色のところに「システムの移行」という表現が出てまいりますけれども、26年7月に新システムに移行するというので、旧システムから新システムへの移行業務があるというのが1つの特徴になります。

もう一つは、このカラー刷りの右下のところに「調達範囲外」という表現がありますけれども、システムの移行に際しまして、委託業務内容の大幅な見直し、縮小の見直しがあるということでございまして、この2点に関する情報開示が非常に不足しているのではないかとということで、差し戻しとなった感じでございます。

実施要項の当初案につきましては、移行業務の内容の開示というものが非常に簡略になっておりましたし、また、縮小に伴う業務量のボリュームの変化というものが十分に開示されていない、ということ指摘したわけでございます。

また、そのほかにも新システムの内容に係る表示が不足ではないかということとか、参加資格についても再検討の必要があるのではないかとということで、再度の審議が必要と判断し、それに対しまして、消費者庁さんから修正の案が示され、各委員の間で再度審議を行った結果が、今回示されている実施要項（案）ということになります。

資料1-1をごらんいただきたいと思いますが、今、申し上げた各点につきましてはの改正部分についての表示になっております。

まず「1. 確保されるべき公共サービスの質について」という部分につきましては、これは先ほど申し上げました、移行業務に関する部分の表現を盛り込むようにということに対しまして、さまざまにその内容を書き込んでいただいたということでございます。

これは実施要項（案）の4/95という表示になっておりますが、4～5ページに移行業務

に関して詳細な表示を入れていただきました。また、そのほかにも46～47ページにかけて、同じく56～59ページにかけてということで、移行業務に関する開示をしていただいたということでございます。

「2. 入札参加資格に関する事項について」に関しましては、最近ほかの案件でも見られますけれども、企業がグループを形成して参加するということに道を開いております。

ただ、参加資格、参加要件につきまして、グループを構成するメンバー各々に全てを満たすようにという形になっておりましたけれども、そこまでは必要ないのではないかという議論の中で、【対応】にございますように、過去5年以内に消費者庁LANと同等規模以上でデータセンター云々、という要件につきましては、グループの代表者のみがそれを満たせばいいということで、他の構成メンバーにはそれを求めないというような改定をしていただきました。これが、一連番号の7/97ページのところにある変更点ということになります。

「3. 入札に参加する者の募集に関する事項について」ということで、7月から新システムに移行するという、その新システムの内容についての開示がなければ、なかなか判断しづらいのではないかということで、そのシステムをつくる際の仕様書をつけ加えるべきではないかということで、これはそのとおり仕様書を添付していただいたということで、こちらは一連番号の8/95のところにその表示があるということでございます。

先ほど申し上げました業務量の変化に関しましては、従来から業務量が減るということが書かれているのは、どの程度減るのか、ボリュームの変更の参考とすべきものがないのではないかということでございまして、こちらは16/95のところになりますけれども、これまでの業務内容の開示のところでございます。「1 従来の実施に要した経費」という欄がございまして、その下の注記事項に、前はあったけれども、今回はなくなるというものについての詳細な表示を入れまして、さらにそれに対する時間の感じ、これは必ずしも直接的に求められない時間もありまして、その分は案分した部分もございまして、大まかにどのくらいのもものが減るのかということがわかるような表示をつけ加えていただいたということでございます。

以上、4点についての変更を加えまして、今回の実施要項（案）となっておりますので、御審議をいただきたいと思っております。

なお、パブリックコメントにつきましては、一定期間設けましたけれども、1件も意見は寄せられなかったということでございます。よろしくお願いたします。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

御報告いただきました「消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務」につきまして、何か御意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷委員長 では、異存がないということで、ありがとうございます。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定によりまして付議されました実施要

項（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにいたしたいと思いません。

続きまして、次の議題であります「公共サービス改革基本方針見直しに関する意見募集の結果について」を事務局より3分程度で、後藤参事官、よろしくをお願いします。

○後藤参事官 おはようございます。

それでは、資料2の1枚紙でございますけれども、お手元によりしくお願いいたします。

公共サービス改革基本方針は、例年6月ごろ閣議決定をするということでおりますけれども、その基本方針の見直しに当たりましては、公サ法の第7条に基づきまして、広く国民の方々、民間事業者、公共団体の方を含む意見募集をするという手続がございまして、これに基づきまして11月1日から3週間行ったものでございました。

6つの主体より15件の御意見が寄せられたところでございます。裏面をごらんください。

今回は、数値的な報告だけにさせていただきますけれども、国の行政機関の実施している公共サービスに関しまして9件、地方公共団体の公共サービスに関しての御意見が6件ということでした。

「3. 主なご意見項目」については、国につきましては、まず、基本方針本文です。特に安値落札の弊害等に関するものが多かったと思っておりますけれども、5件ぐらい。それから、国の訴訟事務を民間でできないのかといった業務が1件、公金の徴収ですとか、基幹統計等、例年出ておりますけれども、1件ずつあったということでございます。

地方公共団体につきましては、保育士・保育所支援センターが実施している業務ですとか、生活保護に係るケースワーカー付随業務といったもの、あるいは道路使用許可調査に係る業務といったものについても、民間開放を進めてほしいという御意見がございました。

これらにつきましては、具体的な内容を各実施府省に問い合わせをしておりまして、現在確認中でございます。その回答結果を踏まえまして、今後、必要があればヒアリングなり、監理委員会で扱っていくということを進めていきたいと思ひまして、その件につきましては、次回の委員会等に御紹介できるように委員長に相談してまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

今のところにつきまして、何かございますか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもって、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方がいらっしゃいましたら、御退席をお願いしたいと思います。

（傍聴者退室）